

改正

平成26年3月26日規則第12号

平成26年6月25日規則第30号

平成29年3月31日規則第26号

令和3年3月25日規則第58号

鹿屋市社会福祉法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）の施行に関し、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設立認可申請書等)

第2条 省令第2条第1項に規定する申請書は、社会福祉法人設立認可申請書（別記第1号様式）による。

2 省令第2条第4項の規定による報告は、社会福祉法人財産移転完了報告書（別記第2号様式）による。

(定款変更認可申請書)

第3条 省令第3条第1項に規定する申請書は、社会福祉法人定款変更認可申請書（別記第3号様式）による。

(定款変更届)

第4条 法第45条の36第4項の規定による届出は、社会福祉法人定款変更届（別記第4号様式）による。

(解散認可（認定）申請書)

第5条 省令第5条第1項に規定する申請書は、社会福祉法人解散認可（認定）申請書（別記第5号様式）による。

(解散届)

第6条 法第46条第3項の規定による届出は、社会福祉法人解散届（別記第6号様式）による。

(合併認可申請書)

第7条 省令第6条第1項に規定する申請書は、社会福祉法人合併認可申請書（吸収合併用）（別記第7号様式）又は社会福祉法人合併認可申請書（新設合併用）（別記第8号様式）による。

(社会福祉充実計画承認申請書)

第8条 省令第6条の13に規定する申請書は、社会福祉充実計画承認申請書（別記第9号様式）による。

(承認社会福祉充実計画変更承認申請書)

第9条 省令第6条の18に規定する申請書は、社会福祉充実計画変更承認申請書(別記第10号様式)による。

(承認社会福祉充実計画変更届出書)

第10条 省令第6条の20に規定する届出は、社会福祉充実計画変更届出書(別記第11号様式)による。

(承認社会福祉充実計画終了承認申請書)

第11条 省令第6条の21に規定する申請書は、社会福祉充実計画終了承認申請書(別記第12号様式)による。

(届出書類)

第12条 法第59条に規定する計算書類等及び財産目録等は、国が定める様式の例による。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月26日規則第12号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。

附 則 (平成26年6月25日規則第30号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。

附 則 (平成29年3月31日規則第26号)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。

附 則 (令和3年3月25日規則第58号)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。